

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大防止を目的とし、臨時の措置として国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項に規定する保険給付について、幕別町国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の特例を定めるものとする。

(保険給付の特例)

第2条 幕別町国民健康保険条例第8条及び第9条に規定する保険給付のほか、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、

その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けうる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けうる期間が第2項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。
- 5 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けうる期間が第2項の規定により算定される額より少ないとときは、その受けうる期間が傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつたときは傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 6 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和2年9月30日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、傷病手当金の支給を始める日が失効日以前である場合の支給については、この条例は、失効日後においても、なおその効力を有する。